

対話における留意事項

(1) 対話及び公募の実施主体

当該事業用地は、宮崎市大字折生迫財産区（地方自治法第294条に規定する特別地方公共団体、以下「財産区」という。）が所有する財産であり、土地利用に係る契約相手方は財産区となります。

(2) 対話参加の扱い

・対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(3) 対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する費用は、参加企業等の負担とします。
- ・説明資料の提出は求めません。

ただし、必要と考える場合に持参いただいても結構です。

(4) 追加対話への協力

・必要に応じて追加対話を行うことがあります。ご協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要を本市HPで公表します。
- ・公表にあたっては事前に参加企業等へ内容の確認を行います。
- ・参加企業の名称、知的財産に係る内容等については公表しません。

(6) 対話参加除外条件

・次の①～③いずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定がなされている。
- ② 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる。
- ③ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる。